

松江市上下水道局公告 第 48 号

公募型プロポーザルを実施するので、次のとおり公告する。

水道料金及び下水道使用料徴収等包括業務委託公募型プロポーザルの実施について

松江市上下水道局では、令和 8 年度から令和 12 年度までの 5 年間、水道料金及び下水道使用料徴収等包括業務を委託する事業者の選定を、公募型プロポーザル方式により実施します。

令和 6 年 8 月 21 日

松江市上下水道事業管理者
上下水道局長 小塚 豊

1. 委託業務名

水道料金及び下水道使用料徴収等包括業務委託

2. 委託業務の対象区域

水道事業については、斐川宍道水道企業団給水区域を除く松江市行政区域全域とし、下水道事業については松江市行政区域全域（斐川宍道水道企業団給水区域を含む）とする。

3. 委託業務の範囲

- (1) 窓口・受付業務
- (2) 検針業務
- (3) 調定業務
- (4) 収納業務
- (5) 滞納整理業務
- (6) 転居精算業務
- (7) 接続勧奨業務
- (8) メーター情報管理業務
- (9) 汚水排除量認定業務
- (10) システム開発及び運用業務
- (11) 事務引継業務
- (12) その他業務

4. 契約期間

契約締結日から令和 13 年 3 月 31 日

うち準備期間 契約締結日～令和 8 年 3 月 31 日

業務履行期間 令和 8 年 4 月 1 日～令和 13 年 3 月 31 日

5. 委託業務の主な執務場所

松江市学園南一丁目 17 番 24 号

松江市上下水道局 1 階 お客さまセンター

6. プロポーザルの参加資格

プロポーザルの参加資格は、以下のとおりとする。

(1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者。

(2) 参加申込書の提出時点において、

- ・会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 475 条又は、第 644 条の規定に基づく清算の開始をした者でないこと。
- ・破産法（平成 16 年法律第 75 号）第 18 条第 1 項若しくは第 19 条第 1 項の規定に基づく破産手続きの申立てを行った者でないこと。
- ・会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者（会社更生法又は民事再生法の規定に基づく更生計画又は再生計画の認可の決定が確定した者を除く。）でないこと。

(3) 登記上の本店所在地における法人市町村民税及び固定資産税に滞納がない者。

(4) 「松江市物品の売買等指名競争入札参加資格者指名停止要綱」、「松江市建設工事競争入札参加資格者指名停止要綱」、「松江市上下水道局建設工事競争入札参加資格者指名停止要綱」に基づく指名停止期間中でないこと。

(5) 賠償保険に加入している者であること。

(6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）に掲げる暴力団又は暴力団員及びそれらと密接な関係を有する者でないこと。

(7) 個人情報の漏えい、滅失、き損又は改ざんの防止その他の個人情報の適正な保護及び管理のために必要な措置を講ずることができる者。

(8) 一般財団法人日本情報経済社会推進協会が認定するプライバシーマーク又は I SMS の情報セキュリティ関連認証を取得しており、会社としてのリスクマネジメント体制を構築していること。

(9) 当該業務委託の目的達成に必要な人数の従事者を配置できる者であること。

(10) 元請けとして、給水人口の合計が 10 万人以上の水道事業体が発注した、検針業務、収納業務（滞納整理業務を含む）、窓口業務、電算開発業務を平成 31 年 4 月 1 日以降に完了な

いし継続中の受注実績を持つ者。

(11) 共同企業体で参加する場合は、次の条件を全て満たすこと。

- ①共同企業体の構成員数は、2 又は 3 社とする。
- ②各構成員の出資比率は、代表者の出資比率を最大として、最小の出資比率は 2 社の場合 30%以上、3 社の場合 20%以上とすること。
- ③共同企業体の全ての構成員が (1) から (7) までの条件を満たすものであること。
- ④共同企業体の構成員のいずれかが (8) から (10) までの条件を満たすものであること。
- ⑤共同企業体の構成員は、委託業務について当該共同企業体が負担する債務の履行に関し、連帯して責任を負うこと。
- ⑥共同企業体の構成員は、単独及び他の共同企業体の構成員として本件プロポーザルに参加していないこと。

(12) プロポーザルに参加を申し込む事業者（以下「参加者」という。）が、契約締結時までに (1) から (11) までの条件を満たさなくなったとき及び提出する書類に関して、重要な事項について虚偽の記載を行ったときは、契約を締結することはできない。

7. プロポーザル参加申込に必要な書類

提出書類に記載する事項の基準日は公告日とし、書類の作成に係る費用は、参加者の負担とする。なお、提出された書類は返却しない。

参加者は、次の書類を所定の期限までに松江市上下水道事業管理者（以下「管理者」という。）に提出しなければならない。

- (1) プロポーザル参加申込書（第 1 号様式）
- (2) 業務実績一覧表（第 2 号様式）及び業務実績調査票（第 3 号様式）
- (3) 会社概要（パンフレット等及び本店所在地の法務局が公告日より 3 か月以内に発行した商業登記簿謄本）及び財務状況を示す書類[直近 2 か年の決算貸借対照表、損益計算書及び注記（会計方針等）]
- (4) 連絡先等の担当部署が記載された書類
- (5) 第 6 項 (10) の実績となる契約書の写し、又は証明できる書類
- (6) 登記上の本店所在地における法人市町村民税及び固定資産税に滞納がないことの納税証明書（公告日より 3 か月以内に発行されたもの）
- (7) 賠償保険の加入状況について確認できるもの（保険証書の写し等）
- (8) プライバシーマーク登録書その他の情報セキュリティ関連認定が確認できる書類（写し）
応募資格確認申請書提出日において有効期間内であること。
- (9) 委託業務共同企業体協定書（第 4 号様式、共同企業体で参加する場合）
- (10) 業務体制に関する企画及び技術提案（第 5 号様式）
- (11) 窓口・受付業務に関する企画及び技術提案（第 6 号様式）
- (12) 検針・調定・収納業務に関する企画及び技術提案（第 7 号様式）

- (13) 滞納整理業務に関する企画及び技術提案（第 8 号様式）
- (14) 接続勧奨業務に関する企画及び技術提案（第 9 号様式）
- (15) 料金システム開発及び運用業務に関する企画及び技術提案（第 10 号様式）
- (16) 個人情報保護に関する企画及び技術提案（第 11 号様式）
- (17) 災害及び緊急時対策等危機管理に関する企画及び技術提案（第 12 号様式）
- (18) 地域貢献（地元雇用等）に関する提案（第 13 号様式）
- (19) その他の業務提案（第 14 号様式）
- (20) 提案価格書（第 15 号様式）

8. プロポーザル参加申込手続き等について

(1) プロポーザル参加申込の提出について

- ① 7.(1)から(9)の書類の提出期限は、令和 6 年 9 月 25 日（水）17 時必着とする。
- ② 7.(10)から(20)の企画提案書等の提出期限は令和 6 年 11 月 6 日（水）17 時必着とする。
- ③ 提出先は、〒690-0826 松江市学園南一丁目 17 番 24 号
松江市上下水道局上下水道部営業課とする。
- ④ 提出書類は、原則として A4 版サイズの書類とし、作成は日本語によるものとする。
書式は松江市上下水道局ホームページからダウンロードした書式を使用すること。提出書類には目次及び頁番号を付け、書留あるいは簡易書留にて郵送（ゆうパックも可）すること。なお、電子装置に使用する記憶媒体での提出は認めない。到着した提出書類は書き換え・引き換え又は撤回することはできない。
- ⑤ 企画提案書等の提出部数は、正本 1 部と写し 9 部とする。ただし、提案価格書は、様式第 15 号を使用し封入封緘（割印したもの）の上で、1 部提出すること。

(2) 質疑について

本プロポーザル等に関する質問は、令和 6 年 9 月 4 日（水）17 時までには質問書（第 16 号様式）を使用し FAX で送付すること。以後の質問、異議は認めない。また、公告の変更等及び質疑内容（質問及び回答）は令和 6 年 9 月 11 日（水）松江市上下水道局ホームページの「水道料金及び下水道使用料徴収等包括業務委託公募型プロポーザルの実施について」欄で公開するので、必ず参照すること。

9. 提案価格上限額

契約期間総額 ￥1,394,200,000 円（消費税及び地方消費税抜き）を上限とする。

提案見積金額は、この上限額を超えてはならない。

ただし、この金額は契約締結時の予定価格を示すものではなく、プロポーザル内容の規模を示すためのものである。

10. 提出書類の書式

所定の書式は、上下水道局ホームページからダウンロードした書式を使用すること。

11. 失格条件

失格条件は、水道料金及び下水道使用料徴収等包括業務委託公募型プロポーザル実施要領第 13 項に基づく。

12. プロポーザルの審査及び通知

審査は、プロポーザル審査委員会において提出書類及びヒアリング（プレゼンテーション）により行い、その結果は令和 6 年 12 月上旬に書面により通知する。

13. その他

本公告のほか、水道料金及び下水道使用料徴収等包括業務委託公募型プロポーザル実施要領及び審査要領に従い本業務の受託予定者を決定する。

また、具体的な業務内容については、業務仕様書及び特記仕様書を参照すること。

14. 担当課

〒690-0826 松江市学園南一丁目 17 番 24 号

松江市上下水道局上下水道部 営業課

TEL 0852-55-4915

FAX 0852-55-4891